

区長会議 会議次第・議事概要

日 時 平成31年1月11日(金)
9:00~9:30 (公開)
場 所 市役所5階 特別会議室

1. 局・室から報告

生活困窮者自立支援法の改正に伴う支援会議の運用について
(福祉局から報告)

【案件概要】

生活困窮者自立支援法の改正により新たに規定された支援会議について、本市での運用を平成31年4月から開始するとともに、その方法について、24区に対し情報提供を行う。

【要旨】

福祉局から、「生活困窮者自立支援法の改正に伴う支援会議の運用について」の説明があった。

【主な意見・回答】

- ・ 高校中退者への支援について別途ワーキングを設けて検討しているが、区役所の中で受け皿となる窓口をどうするか検討している。支援会議の活用についても考えたいがどうか。(生野区長)
→ 個別の運用について改めてご意見を聞かせていただきたいと考えている。(福祉局)
- ・ 全体会議の議長はどのレベルか。主催は委託事業者か。(東成区長)
→ 局としては、特にレベルの想定はしておらず、既存の会議を活用いただけたらと考えている。また、主催は行政となる。(福祉局)
- ・ 改正後の生活困窮者自立支援法でも、生活困窮者の定義は「現に経済的に困窮している」という文言があるが、例えば十分な資産があっても支援会議の対象となるのか。(住吉区長)
→ 生活困窮者の定義について、現に経済的に困窮していなくとも、経済的困窮のおそれがある場合には、制度の対象になり得ることとなっている。十分な資産がある方であっても、何らかの理由によりその方がそのまま生活を続けた場合に経済的に困窮するおそれがある場合については、幅広く制度の対象となるので、同様に支援会議の対象にもなると考えている。(福祉局)
- ・ 総合相談の対象になる人すべてが一律に、支援会議の対象にはならないということと理解する。(住吉区長)
- ・ 支援会議について、区長、区シティーマネージャー、局長の誰が権限を有するのか。(大正区長)
→ 予算については局事業であるが、支援会議自体は区の実情に合わせて実施して

いただきたい。(福祉局)

- ・委託契約は市と事業者との間で行っている。区長と区シティーマネージャーと局長のそれぞれの役割が整理できていないのであれば、部会で議論して整理してもらいたい。(大正区長)
- ・本日は概要説明のため、実施までに議論して整理を進める。(此花区長)

区長会議 会議次第・議事概要

日 時 平成31年1月11日(金)
9:30～11:05 (非公開)
場 所 市役所5階 特別会議室

1. 中尾副市長 訓示

【要旨】

中尾副市長より訓示が行われた。

2. 会長からの報告

特になし

3. 部会決議事項の報告

【まちづくり・にぎわい部会】

- ①「ボール遊びのできる公園」の拡大に向けた取り組みについて
(部会長、東住吉区長、建設局から報告)

【案件概要】

「ボール遊びのできる公園」の拡大に向けた取り組みについて、24区で共通認識を図る。

【要旨】

部会長及び東住吉区長、建設局から、「ボール遊びのできる公園」の拡大に向けた取り組みについて報告があった。

【こども・教育部会】

- ②大規模マンションへの保育施設設置にかかる区長トップセールスについて
(部会長・こども青少年局から報告)

【案件概要】

待機児童解消特別チーム会議における市長指示により、区内に巨大なマンションが建つ場合の、区長がマンション事業者に保育施設設置を要請することについて、24区で共通認識をはかる。

【要旨】

部会長及びこども青少年局から、大規模マンションへの保育施設設置にかかる区長トップセールスについて報告があった。

4. 各部会・PTからの報告

【人事・財政部会】

- ①区不適切事務処理にかかる再発防止策等のモニタリングの明確化について
(部会長、西成区長、市民局から報告)

【案件概要】

区不適切事務処理にかかる再発防止策等のモニタリングの明確化について、全区長に情報共有する。

【要旨】

西成区長及び市民局から、区不適切事務の再発防止に向けた管理体制の再構築(モニタリング)について全所属あて通知後、初めて制度所管への要望となる案件が発生したので、今後のモニタリングの明確化を図るため、様式等の作成を行ったことの報告を行った。

【こども・教育部会】

- ②「大阪市版ネウボラ」について
～「大阪市版ネウボラ」検討ワーキングによる検討結果報告～
(部会長から報告)

【案件概要】

市長指示により「大阪市版ネウボラ」の検討をおこなった。10月の中間報告以降もワーキングでの検討を重ね、ようやく来年度から24区展開する「大阪市版ネウボラ」についての検討内容がまとまった。市長報告するにあたり、各区長に事前説明する。

【要旨】

こども・教育部会長から、「大阪市版ネウボラ」は、「すべての子育て家族にとって安心して、気軽に相談できる場」とする。取組の柱としては、「地区担当保健師との信頼関係の強化」「子育て家族支援の充実」の2つをあげ、平成31年度から「全区で実施するもの」「可能な区で実施するもの」「モデル区で実施するもの」に整理している。引き続き検討を要する課題については、所管局で検討を進め、こども・教育部会で進捗管理を行っていく方向で調整する旨の報告があった。

5. 局・室からの報告

- ①ふるさと寄附金にかかる記念品等について
(政策企画室から報告)

【案件概要】

ふるさと寄附金に係る記念品の考え方等について、24区で共通認識をはかる。

【要旨】

政策企画室から「ふるさと寄附金に係る記念品等」についての説明があった。

【参考】

大阪市ふるさと寄附金

<http://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/0000006520.html>

②内部統制にかかる準備事務について

(総務局から報告)

【案件概要】

平成 32 年(2020 年)度から義務付けされる内部統制制度にかかる準備事務について、報告する。

【要旨】

総務局から、内部統制の制度導入時の作業負担の平準化等のため、平成 31 年 1 月から準備事務を各所属に依頼する旨及び平成 31 年度に試行実施する旨の報告があった。

6. その他の報告事項(各区長及び事務局から)

- ・災害に関する情報の提供等について

【要旨】

安全・環境・防災部会長から、災害に関する情報の提供について報告があった。